

兵庫県立美術館情報誌「HART」に係る広告掲載に関する契約書

兵庫県立美術館（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、兵庫県立美術館情報誌「HART」に広告を掲載することに関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の期間）

第1条 この契約の期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。

（広告の掲載期間）

第2条 広告の掲載期間は、兵庫県立美術館情報誌「HART」各号の発行単位とする。

（広告掲載料の納付）

第3条 乙は、甲に広告掲載料として、金 円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）を甲の指定する期日までに、甲の指定する方法により支払うものとする。

（契約の履行）

第4条 乙は、この契約に定めるところに従い、信義を守り、誠実に契約内容を履行するものとする。

（広告の作成及び提出）

第5条 乙は、兵庫県立美術館情報誌「HART」に係る広告掲載要綱に基づき、広告を作成し、甲に提出するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行着手しないとき
- (2) その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要あるときは、契約を解除することができる。

3 甲は、前2項により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第8条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第3項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第9条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県知事及び兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第10条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(協議)

第11条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1
兵庫県立美術館
館長 蓑 豊

乙 (会社の住所)
〇〇〇
代表取締役